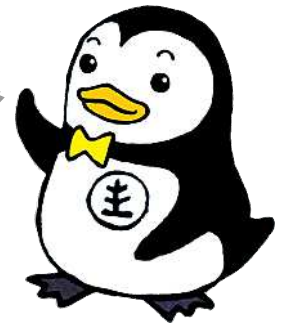


第73回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト



更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃん

応募できる人

世田谷区内に住んでいる小学生・中学生

または、世田谷区内の学校に通っている小学生・中学生

テーマ

テレビや新聞では、毎日のように犯罪のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。

犯罪や非行をなくすにはどうすればよいのでしょうか？

みなさんが日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことをもとに、自分で考えたことや感じたことを書いてください。

原稿の枚数

400字の原稿用紙で3～5枚程度

(必ず3枚目いっぱいまでは書いてください)

作品の冒頭には、題名、学校名、学年、名前を書いてください。

しめきり・提出先

2学期の始業式の日担任の先生に提出してください。



< ‘社会を明るくする運動’ってなに？ >

すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪をした人たちや非行をした少年たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

< 犯罪や非行のない地域社会を作るために >

犯罪や非行をなくすにはどうすればよいのでしょうか。取締りの強化なども必要ですが、立ち直ろうと決意した人を地域社会の中で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、とても大切なことです。

犯罪や非行のない暮らしをかなえるために、今、何が求められているのか、そして、自分に何ができるのでしょうか。また、「心のつながり」「人とのかかわり」「思いやり」などの視点でも考えてみましょう。

保護者の皆様・先生方へ

応募作品は各学校でとりまとめ、9月4日(月)までに事務局へご提出ください。

世田谷区推進委員会で選考のうえ、優秀作品には、賞状等を贈呈します。その中で特に優秀な作品は‘社会を明るくする運動’東京都推進委員会主催の作文コンテストに推薦します。また、応募者の学校名・学年・氏名を作品集等へ掲載することがあります。

応募作品は、自作・未発表の原本(原則として手書きのもの、コピー不可)に限ります。また、犯罪を予防する活動のために使うことがあります。なお、作品の内容から犯罪・非行と関係がある個人・団体等が特定されるものは、審査対象となりますが、作品集などにおいて内容を公表しない場合があります。

応募作品は、原則として返却しません。

提出いただく原稿用紙に指定はございませんが、本コンテスト専用の原稿用紙もありますので、各生徒への配布を希望される学校は、下記事務局までご連絡いただければ送付いたします。ただし、数に限りがございますので、先着順とさせていただきます。

東京都推進委員会へ推薦する作品においては、明らかな誤字・脱字の修正、送りがなの補記、かな・漢字への変更を、文意が変わらない範囲で行う場合があります。

主催 ‘社会を明るくする運動’世田谷区推進委員会

(問い合わせ先) ‘社会を明るくする運動’世田谷区推進委員会事務局

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課内)

TEL:5432-2292 FAX:5432-3017